

白山市立北星中学校 同窓会 会則

制定：1981(S56)年3月
改正：2025(R7)年3月

第1条 本会は、北星中学校同窓会（略称北星中同窓会）と称し、事務所を北星中学校（以下「母校」という。）内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、次の事業を行う。

1. 会員名簿の更新・発行
2. 母校の諸行事に参与し、活動内容を高めるための後援
3. 毎年度末に「北星中同窓会ホームページ」で、北星中同窓会の現況を会員に紹介すると共に、会員相互の情報交換の場とする。
4. 母校、母校生徒会及びPTA等との連携・協力
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 本会は次の会員を以て組織する。

1. 正会員 北星中学校卒業生
2. 賛助会員 本会の趣旨に賛助する者
3. 特別会員 母校の旧職員及び現職員

第5条 本会は、会務を処理するため、次の役員及び委員を置く。

1. 役員

会長	1名
副会長	2名
書記	若干名
会計	2名
	但し、1名は母校職員より選出する。
顧問	若干名

2. 委員

本会は、第8条により若干名の委員を置く。

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代表する。また、北星中同窓会ホームページへの情報掲載に関する運用・管理を行う。書記・会計は本会の庶務・会計をそれぞれ処理する。

第7条 委員は、委員会を組織し、委員会は、役員の会務処理を補佐すると共に、正会員との連絡にあたる。

第8条 会長は役員、委員から互選する。副会長は、会長が会員中より指名する。書記、会計は、会員より会長が委嘱する。

委員は、各期の正会員で互選する。

第9条 役員及び委員の任期は、5ヵ年とし再任はさまたげない。

第10条 本会は、次の顧問を置く。

1. 母校現職校長
2. 会長の委嘱による若干名

第11条 この会は、総会及び役員会を置く。

1. 総会は、本会の最高議決機関とし、会則の制定及び改正、事業の承認の審議・承認を行う。総会は、書面または北星中同窓会ホームページ上での開催を行うことができる。
2. 役員会は、総会につぐ議決機関であり、会の運営に必要な重要事項を協議すると共に、総会が開けない場合は審議・承認を行う。役員会は、必要に応じ会長が召集し、必要に応じて顧問が参加する。
3. 本会は、必要ある時総会及び役員会を開く。
4. すべての会の承認は、出席者の過半数の賛成※を必要とする。可否同数の時は会長の決議による。
※書面または北星中同窓会ホームページ上での開催の場合は、4分の1以下の反対で承認とする。
5. 全会員への報告・案内は、北星中同窓会ホームページにて行う。

第12条 本会の経費は、次のとおりとする。

1. 正会員の終身会費及び寄付を持って経費に充てる。

2. 正会員は、入会の際、終身会費として500円を納入する。額は毎年当該年度委員会で定める。

また、本会は、会の運営に必要な経費を正会員より徴収することができる。

第13条 正会員は、氏名・職業・住所に異動があった場合は、ただちに各年度委員を通じ本会事務所に連絡するものとする。

第14条 他町村在住の会員は、会長の承認により、支部を設けることができる。

第15条 本会則は、総会の議決によらなければ、変更することはできない。但し、緊急を要するなど総会が開けない場合は、役員会の承認によることができるものとし、総会において報告を行う。

付 則 昭和56年3月16日より実施する。

令和7年3月31日より改正する。

旧会則の第1条、第3条の1～2、第5条の1、第8条、第11条、第12条、第13条、
第15条